

作成日 2013年08月01日

改訂日 2022年04月04日

安全データシート(SDS)

整理番号; SDS-3002-01-4

1 化学品及び会社情報

化学品の名称

製品名 ;ペタックスボンド
供給者の会社名称 ;カンボウプラス株式会社
住所(本社) ;〒541-0054 大阪市中央区南本町1丁目8番14号 JRE 堺筋本町ビル
住所(事業所) ;〒916-0015 福井県鯖江市御幸町1丁目1番48号
担当部門 ;カンボウプラス(株)福井工場 製造部門品質部
電話番号/FAX番号 ;Tel 0778-51-6113
;Fax 0778-51-6375
緊急連絡電話番号 ;同上
推奨用途及び使用上の制限 ;推奨用途:カタログに記載の用途。
;制限事項:カタログ及び本報告書の内容による。

2 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

物理化学的危険性 ;引火性液体 区分2
健康有害性 ;急性毒性(吸入:蒸気) 区分4
;皮膚腐食性/刺激性 区分2
;眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A
;生殖細胞変異原性 区分2
;発がん性 区分1B
;生殖毒性 区分1A+授乳影響
;特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1 (中枢神経系)
;特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2 (肝臓 腎臓)
;特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3 (麻酔作用 気道刺激性)
;特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1 (呼吸器 消化管 神経系 腎臓
中枢神経系)
;特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2 (肝臓)
;誤えん有害性 区分に該当しない
環境有害性 ;水生環境有害性 短期(急性) 区分3
;上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない(分類対象外)か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語

;危険

危険有害性情報

;H225 引火性の高い液体及び蒸気

;H315 皮膚刺激

;H319 強い眼刺激

;H332 吸入すると有害

;H335 呼吸器への刺激のおそれ

;H336 眠気又はめまいのおそれ

;H341 遺伝性疾患のおそれの疑い

;H350 発がんのおそれ

;H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

;H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ

;H370 中枢神経系の障害

;H371 肝臓、腎臓の障害のおそれ

;H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、消化管、神経系、
腎臓、中枢神経系の障害

;H373 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓の障害のおそれ

;H402 水生生物に有害

注意書き

;使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)

安全対策

;全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)

;熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)

;容器を密閉しておくこと。(P233)

;容器を接地しアースをとること。(P240)

;防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。(P241)

;火花を発生させない工具を使用すること。(P242)

;静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)

;ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)

;妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。(P263)

;取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)

;取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)

;この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)

;屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)

;環境への放出を避けること。(P273)

;保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)

応急措置

;皮膚に付着した場合:多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)

;皮膚又は髪に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮

;膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)

;吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)

- ;眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
- ;ばく露又はばく露の懸念がある場合・医師に連絡すること。(P308+P311)
- ;気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)
- ;気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
- ;特別な処置が必要である。(P321)
- ;皮膚刺激が生じた場合:医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)
- ;眼の刺激が続く場合:医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)
- ;汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
- ;火災の場合:消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
- 保管 ;換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
- ;換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)
- ;施錠して保管すること。(P405)
- 廃棄 ;内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3 組成及び成分情報

- 化学物質・混合物の区別 ;混合物
- 化学名又は一般名 ;ポリウレタン系接着剤

成分名(一般名)	含有量(%)	CAS RN	化審法 官報整理番号	政令番号	
				安衛法 57 条の 2 通知対象物質	化学物質管理促進法 (PRTR)
ポリウレタン等	15-25	登録有り	登録有り	登録有り	—
トルエン	20-30	108-88-3	3-2 3-60	407	1-300
メチルエチルケトン	20-30	78-93-3	2-542	570	—
アセトン	20-30	67-64-1	2-542	17	—
N, N-ジメチルホルムアミド	5未満	68-12-2	2-680	299	1-232

労働安全衛生法57条の2 通知対象物質及び、化学物質排出把握管理促進法上、名称等を通知すべき義務を有す物質について示した。
その他については主成分を開示した。

4 応急措置

- 吸入した場合 ;空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合 ;多量の水と石鹸で洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- 眼に入った場合 ;水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

	医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	;水で口の中をよく洗い、直ちに医師の診断を受ける。無理に吐き出させないようにする。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な微候症状	;めまい、頭痛、吐き気を催した場合、速やかに作業を中止し、新鮮な空気を吸入する。
応急措置をする者の保護に必要な注意事項	;特になし
医師に対する特別な注意事項	;有機溶剤中毒と同様な処置が必要である。

5 火災時の措置

適切な消火剤	;粉末、二酸化炭素、泡、乾燥砂
使ってはならない消火剤	;水
火災時の特有の危険有害性	;溶剤蒸気濃度により爆発の危険性があるので注意する。当該製品は分子中に炭素を含有しているため、燃焼ガスには一酸化炭素等の有毒ガスが含まれるので、消火作業の際に煙を吸入しないよう注意する。
特有の消火方法	;水を消火に用いてはならない。適切な保護具を着用して風上から消火する。周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
消火を行う者の特別な保護具及び緊急時措置	;耐熱性保護衣を着用するほか、不浸透性手袋・有機溶剤ガス用防毒マスク等の保護具を着用して風上から消火する。

6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	;作業の際には、必ず不浸透性手袋、有機ガス用防毒マスクを着用する。
環境に対する注意事項	;河川等へ排出され、環境への影響を起こさないよう注意する。大量の流出には、盛り土などで囲って流出を防止する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	;漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸着させて回収する。付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置をすること。
二次災害の防止策	;付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。衝撃、静電気などで火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。

7 取扱い及び保管上の注意

	消防法、労働安全衛生法等の法令に定めることに従う。
取扱い	;火気厳禁
技術的対策	;取扱い設備は、防爆型を使用する。排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。換気の良いところで取り扱う。容器はその都度密栓する。周囲で、火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。 静電気対策のため、装置等は接地し、電機機器類は防爆型(安全増)を使用する。

安全取扱注意事項	;密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を付けて作業する。
接触回避	;「10 安全性及び反応性」を参照。
衛生対策	;この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
保管	
安全な保管条件	;直射日光を避け、容器を密閉し5～35℃で保管する。通風を良くし、蒸気が滞留しないようにする。使用後は密栓して貯蔵する。
安全な容器包装材料	;最初の容器内でのみ保管すること。

8 ばく露防止及び保護措置

物質名	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
メチルエチルケトン	200ppm	200ppm(590/m ³)	TWA 200 ppm, STEL 300 ppm
アセトン	500ppm	200ppm(470/m ³)	TWA 200 ppm, STEL 500 ppm
N, N-ジメチルホルムアミド	10ppm	10ppm(30mg/m ³)(皮)	TWA 5 ppm, STEL — (Skin)
トルエン	20ppm	50ppm(188mg/m ³)(皮)	TWA 20ppm, STEL —

設備対策 ;蒸気を吸入しないように、局所排気装置の設置、設置の密閉化又は全体換気を適正に行うことが望ましい。

保護具

呼吸用保護具	;有機ガス用防毒マスク
手の保護具	;ゴム手袋
眼、顔面の保護具	;側板付き普通眼鏡型又はゴーグル型保護眼鏡
皮膚及び身体の保護具	;作業衣、安全靴

9 物理的及び化学的性質

物理状態	;液体	自然発火点	;480℃
形状	;液体	分解温度	;データなし
色	;淡黄色透明	pH	;データなし
臭い	;特異臭	動粘性率	;データなし
融点/凝固点	;0℃以下	溶解度	;水に難溶。メチルエチルケトンに溶解。
沸点又は初留点及び沸点範囲	;56.3-153℃	蒸気圧	;含有する溶剤は揮発性あり
可燃性	;データなし	密度及び/又は相対密度	;0.89g/cm ³ (20℃)
爆発限界及び爆発上昇限界/可燃限界	下限 1%/上限;16%	相対ガス密度	;データなし
引火点	; -17℃	粒子特性	;データなし

10 安定性及び反応性

反応性	;情報なし
化学的安定性	;通常の取扱い条件下においては安定
危険有害性反応可能性	;酸化剤との接触を避ける。
避けるべき条件	;火気、高温、静電気等
混触危険物質	;強酸化剤、酸。
危険有害な分解生成物	;燃焼により一酸化炭素等の有毒ガスが発生する。

11 有害性情報

急性毒性	
経口	;分類結果は区分に該当しないが、毒性未知成分が10%以上のため、分類できないとした。
経皮	;分類結果は区分に該当しないが、毒性未知成分が10%以上のため、分類できないとした。
吸入	;気体:GHS 定義による気体ではない。 ;蒸気:分類結果より区分 4 とした。 ;ミスト:データなし。
皮膚腐食性/刺激性	;区分 2 の成分合計が濃度限界(10%)以上のため、区分 2 とした。
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	;眼区分 2A の成分合計が濃度限界(10%)以上のため、区分 2A とした。
呼吸器感作性	;データなし
皮膚感作性	;分類結果は区分に該当しないが、毒性未知成分が40%以上のため、分類できないとした。
生殖細胞変異原性	;N, N-ジメチルホルムアミド \geq 1%のため、区分 2 とした。
発がん性	;N, N-ジメチルホルムアミド \geq 0.1%のため、区分 1B とした。
生殖毒性	;トルエンが \geq 0.3%のため、区分 1A とした。 ;トルエンが \geq 0.3%のため、授乳影響とした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	;N, N-ジメチルホルムアミドが \geq 1%のため、区分 2(肝臓)とした。 ;トルエンが \geq 10%のため、区分 1(中枢神経系)とした。 ;メチルエチルケトンが \geq 10%のため、区分 2(腎臓)とした。 ;区分 3(麻酔作用)の成分合計が \geq 20%のため、区分 3(麻酔作用)とした。 ;区分 3(気道刺激性)の成分合計が \geq 20%のため、区分 3(気道刺激性)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	;アセトンが \geq 10%のため、区分 1(呼吸器)とした。 ;アセトンが \geq 10%のため、区分 1(消化管)とした。 ;アセトンが \geq 10%のため、区分 1(中枢神経系)とした。 ;N, N-ジメチルホルムアミドが \geq 1%のため、区分 2(肝臓)とした。 ;トルエンが \geq 10%のため、区分 1(腎臓)とした。 ;メチルエチルケトンが \geq 10%のため、区分 1(神経系)とした。
誤えん有害性	;動粘性係数が 20. 5mm ² /S(40℃)以上の為、区分に該当しないとした。

12 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)	; (毒性乗率 \times 100 \times 区分 1) + (10 \times 区分 2) + 区分 3 が濃度限界(25%)以上のため、区分 3 とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	;分類結果は区分に該当しないが、毒性未知成分が10%以上のため、分類できないとした。
生態毒性	;LC50(96h) > 100mg/L 魚類(ニジマス) (メチルエチルケトン) LC50(96h) > 100mg/L 魚類(ファットヘッド' ミノー) (アセトン) EC50(48h) 3.78mg/L 甲殻類(Ceriodaphnia dubia) (トルエン) LC50(96h) > 100mg/L 魚類(ヒメ'カ) (N,N-ジメチルホルムアミド)
残留性・分解性	;データなし

生態蓄積性	;データなし
土壤中の移動性	;データなし
オゾン層への有害性	;データなし

13 廃棄上の注意

残余廃棄物	;廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
汚染容器及び包装	;空容器を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に産業廃棄物処理業者に委託する。

14 輸送上の注意

国際規制	
海上規制情報	;IMOの規定に従う。
UN No.	;1133
Proper Shipping Name	;ADHESIVES
Class	;3
Packing Group	;II
Marine Pollutant	;Not applicable
Liquid Substance	;Not applicable
Transported in Bulk	
According to MARPOL	
73/78, Annex II , the IBC Code	
航空規制情報	;ICAO/IATAの規定に従う。
UN No.	;1133
Proper Shipping Name	;ADHESIVES
Class	;3
Packing Group	;II
国内規制	
陸上規制	;該当しない
海上規制情報	;船舶安全法の規定に従う。
国連番号	;1133
品名	;接着剤
国連分類	;3
容器等級	;II
海洋汚染物質	;非該当
MARPOL 73/78 附属書 11 及び IBC コ	;非該当

ードによるばら積み輸送される液体物質	
航空規制情報	;航空法の規定に従う。
国連番号	;1133
品名	;接着剤
国連分類	;3
等級	;II
特別の安全対策	;容器の濡れのないことを確かめ、転倒・落下・損傷のないように積み込み、荷ぐずれの防止を確実に行う。溶剤を含有しているので火気厳禁。その他、消防法・船舶安全法等の法令に定めるところに従う。
緊急時応急措置指針番号	;128

15 適用法令

関係法令

労働安全衛生法	;第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号） 作業環境評価基準（法第65条の2第1項） 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9） 危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号） 健康障害防止指針公表物（第28条第3項・厚労省指針公示） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9） ・アセトン（法令指定番号:17）（20%～30%） ・トルエン（法令指定番号:407）（20%～30%） ・メチルエチルケトン（法令指定番号:570）（20%～30%） ・N, N-ジメチルホルムアミド（法令指定番号:299）（5%未満）
毒物及び劇物取締法	;非該当
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	;(第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）） ・トルエン（法令指定番号:300）（24%） ・N, N-ジメチルホルムアミド（法令指定番号:232）（4.0%）
化審法	;優先評価化学物質（法第2条第5項）
消防法	;第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体
悪臭防止法	;特定悪臭物質（施行令第1条）
外国為替及び外国貿易法	;輸出貿易管理令第1の16項に該当するので、経済産業省のガイドラインの参照や事前相談が望ましい。
船舶安全法	;引火性液体類（危規則第3条危険物告示別表第1）
航空法	;引火性液体（施行規則第194条危険物告示別表第1）
港則法	;その他の危険物・引火性液体（法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）
道路法	;車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2）

16 その他の情報

引用文献

- ① JIS Z 7252:2019 GHSに基づく化学物質等の分類方法
- ② JIS Z 7253:2019 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)
- ③ 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)最終改正:平成三十一年四月一日施行(平成三十年法律第七十八号)。
- ④ PRTR「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成十一年法律第八十六号)
- ⑤ 通称廃棄物処理法「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和四十六年九月二十三日政令第三百号)
最終改正:平成三十年四月一日施行 (平成三十年政令第五十五号)
- ⑥ 通称毒劇法「毒物及び劇物取締法」(昭和二十五年十二月二十八日法律第三百三号)最終改正:平成二十八年四月一日施行(平成三十年法律第六十六号)
- ⑦ 入手した原材料データおよび原材料SDS

注意事項

- ① 本文は、一般的な工業的用途について、「製品の適切な取扱い」を確保するための参考資料として提供するもので、保証書ではありません。
- ② 記載内容は現時点で信頼し得ると考えられる資料ならびに測定等に基づき作成したものです。使用者各位は、これを参考として自らの責任において個々の取扱い等の実態に応じた適切なる措置をお取り下さるようお願いいたします。
- ③ 個別の物質、成分に関して製品の安全データシートの発行が義務付けられている「労働安全衛生法上の名称等を通知すべき有害物」、及び、「化学物質排出把握管理促進法上の第一種指定化学物質と特定第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質」対象物質、毒劇法対象物質以外の物質につきましては、弊社の都合により開示しないこともあります。ご了承ください。

以上

ペタックスボンド

PETACKS BOND



おもな
特長

- テント・シート用強力接着剤
- 補修・修繕作業以外、シート同士の貼り合わせが可能
- 現場施工・高所作業の用途にも最適
- ニーズに合わせた4タイプ:
50mL・180mL・500mL(ハケ付)・1000mL(ハケ付)

ご使用方法

補修・修繕に!

こんな時にも!



①前処理: 接着面の水分やごみ・油などを除去し、汚れないように清浄してください。



②塗布方法: 被着材の両面に接着剤(150~200g)を刷毛などで塗布してください。



③貼り合わせ: 接着剤塗布後、5~10分間乾燥してから貼り合わせて接着してください。



④加圧: 貼り合わせた後、充分加圧してください。



● 布同士の貼り合わせ

ワンポイント
アドバイス

★塗布面をヤスリ等で荒してから使用されると、より効果的!